

令和 3 年度

袋井市森町広域行政組合  
定期監査結果報告書

袋井市森町広域行政組合  
監査委員

## 1 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第4項)

## 2 監査の対象

袋井市森町広域行政組合における令和3年9月末日現在の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務事業の執行状況を対象とした。

## 3 監査の着眼点

組合の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、合規性・有効性の観点から最少の経費で最大の効果が挙げられているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを着眼点とした。

## 4 監査の主な実施内容

袋井市森町広域行政組合監査基準に準拠し、提出された監査資料及び関係帳票を確認するとともに、組合事務局長及び関係職員から予算及び事務事業の執行状況を聴取し、適正かつ効率的に執行されているかを監査した。

## 5 監査の実施場所及び実施日

(1) 実施場所 袋井市 監査室

(2) 実施日 令和3年11月16日

## 6 監査の結果

監査の対象となった予算及び事務事業について、おおむね適正に執行されているものと認めた。

なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度改善又は検討を指導したので記述を省略した。

## 7 監査所見

(1) 中遠クリーンセンターにおける可燃ごみの減量化は喫緊の課題であることから、住民や事業者等の理解や協力を求めるためにも、構成市町と連携し、ごみ減量の推進に積極的に取り組まれない。

また、環境衛生関連施設の衛生センター第1プラントは、昭和61年の共用開始から35年が経過しており、施設及び設備の老朽化が進み、今後の施設の方向性について検討を進める必要がある。温室効果ガス排出量削減への取り組みや循環型社会の構築の一環とした、し尿の堆肥化等を含め、今後の施設の方向性を見出す検討を進められたい。

(2) 消防本部における住宅用火災警報器の設置推進にあたり、目標とする設置率は83%であるが、組合管内の設置率は77%と6ポイントも低い状況である。設置率の向上を目指した年次計画の設定並びに関係各課、市民団体、企業等の協力を得ながら火災予防に努められたい。

(3) 中遠聖苑は、昭和58年の共用開始から38年が経過しており、施設及び設備の老朽化が進んでいる。大規模自然災害時の被災を想定した施設の在り方等も含め、今後の施設の方向性を見出す検討に着手されたい。